

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 若井 恵子

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
子ども未来部 保育課 (含 保育園)	ア 保育料等の徴収事務 イ 税外収入金の徴収事務 (ア) 行政財産目的外使用料 (イ) 証明手数料 ウ 報酬の支給事務 (ア) 嘱託医報酬 (イ) 嘱託歯科医報酬 エ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 オ 補助金等の交付事務 (ア) 特別保育事業補助金 (イ) 私立保育所及び私立認定こども園等運営費補助金 (ウ) 保育所等整備補助金 (エ) 地域子ども・子育て支援事業補助金 (オ) 認定こども園施設整備補助金 (カ) 私立幼稚園及び認定こども園発達障害児等介助事業補助金 (キ) 保育士等処遇改善臨時特例補助金

	(ク) 保育環境改善事業補助金 (ケ) 民営化保育園引継経費補助金
--	--------------------------------------

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮のうえ、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 保育料等の徴収事務	ア 納入の通知は適正に行われているか。 イ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 ウ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(2) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(3) 報酬の支払事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(4) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(5) 補助金等の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月7日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、指摘事項（別紙）については、速やかに是正するとともに、検討、改善を加え、的確な財務事務の執行を望むものである。

指 摘 事 項

1 税外収入金の徴収事務

監査対象	行政財産目的外使用料 (令和3(2021)年度新規・更新分5件)
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。(4件)
根拠法令	柏崎市行政財産使用料徴収条例、柏崎市財務規則、柏崎市行政財産使用許可事務取扱要領
監査書類	行政財産使用許可更新申請書、使用許可調書、領収済通知書、税外収入金調定簿兼収納簿 等